

令和 7 年 11 月吉日

お客様各位

愛知県中央信用組合

「でんさいサービス利用規程」改定について

平素はお引き立てを賜りお礼申し上げます。

さて、当組合ではでんさいライトサービス開始等に伴い、下記のとおり、でんさいサービス利用規程を一部改定させていただきます。

なお、改定後の規程は、本改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改定する規程

でんさいサービス利用規程

2. 規程改定日

令和 7 年 11 月 17 日

3. 主な改定内容

- (1) 「でんさいサービス利用規程」の「規程」を「規定」に変更
- (2) 利用者の資格に、利用者は「でんさいライトサービス」を利用していないことを追加
- (3) 債務者として、でんさいの各サービスを利用する場合において、決済口座として指定可能な預金の種類を当座預金口座に限定せず、普通預金口座も指定可能とする。

以上

でんさいサービス利用規定 新旧対照表

令和 7 年 1 1 月 1 7 日 改正

(下線部分が変更箇所)

新	旧
でんさいサービス利用規定<u>定</u> 本規定は、愛知県中央信用組合（以下「当組合」といいます。）とでんさいサービス利用契約を締結した者（以下「利用者」といいます。）に適用します。 <u>＜右記削除＞</u> <u>なお、</u>本規定において使用する用語は、電子記録債権法、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）が定める業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します。）並びに「けんしんビジネスバンキングサービス取扱規定」において使用する用語の例によります。 <u>第 1 条（利用の申込み）</u> 1. <u>本サービスを利用するには、本規定および業務規程等の内容をご承諾のうえ、利用申込書および口座振替依頼書に必要事項を記入して、当組合が定める必要書類とともに当組合に提出するものとします。</u> 2. <u>当組合またはでんさいネットの判断により不備等によって利用申込書の再提出を求める可能性があります。その場合、当組合の判断で不備書類の破棄を行う可能性があります。</u> 3. <u>本サービスを利用するにあたっては、当組合所定の方法による本人確認が必要とな</u>	でんさいサービス利用規<u>程</u> 本規程は、愛知県中央信用組合（以下「当組合」といいます。）とでんさいサービス利用契約を締結した者（以下「利用者」といいます。）に適用します。 <u>第 1 条（定義）</u> 本規程において使用する用語は、電子記録債権法、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます。）が定める業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します。）並びに「けんしんビジネスバンキングサービス取扱規定」において使用する用語の例によります。 <u>＜左記追加＞</u>

新	旧
<u>ります。</u> <u>4. 本サービスのお申込みが当組合所定の方法によりなされた場合、当組合は、利用申込者（本条第1項または第5条第1項に基づき、利用のお申込みを行った者をいいます。以下同様）の正当な権限者により適法かつ有効に本サービスのお申込みがなされたものとみなし、利用申込者は、本サービスお申込み後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとしします。</u> 第2条（利用者の資格） 1. 利用者は、業務規程等に定める要件の<u>ほか、次に掲げる要件を</u>満たす者でなければなりません。 <u>(1)当組合のでんさいライトサービスを利用していないこと</u> 2. 債権者利用限定特約を締結する利用者は、業務規程等に定める要件の全部を満たさなければなりません。 3. 保証利用限定特約を締結する利用者は、業務規程等に定める要件の全部を満たさなければなりません。 <u>4. 利用者が前各項の要件を充足する場合であっても、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。かかる場合、利用者は、当組合の判断について何ら異議を述べないものとしします。</u> 第3条（利用可能な預金科目） 利用者は、利用申込書により利用者名義の普通預金または当座預金を決済口座に指定する	第2条（利用者の資格） 1. 利用者は、業務規程等に定める要件の<u>全部を</u>満たす者でなければなりません。 <u><左記追加></u> 2. 債権者利用限定特約を締結する利用者は、業務規程等に定める要件の全部を満たさなければなりません。 3. 保証利用限定特約を締結する利用者は、業務規程等に定める要件の全部を満たさなければなりません。 <u><左記追加></u> 第3条（利用可能な預金科目） 利用者は、利用申込書により利用者名義の普通預金または当座預金を決済口座に指定する

新	旧
ものとしします。<u>利用者は、第10条に規定する手数料の自動振替口座を指定するものとしします。</u>	ものとしします。<u>ただし、利用者が債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結しない場合は、当組合が特に認めない限り、当座預金を決済口座に指定しなければならないものとします。</u>
第4条（サービスの内容） （略）	第4条（サービスの内容） （略）
5. <u>利用者は、本サービスの提供を受けるにあたって、本サービスの利用契約以外の契約を当組合と締結いただく場合があります。</u>	5. <u>利用者は、当組合が認める場合には、本サービスを利用者のために利用する者（以下「代行利用者」といいます。）を定めることができます。なお、代行利用者の行為は、すべて利用者の行為とみなされ、本規程中利用者にに関する規定が準用されます。</u>
6. <u>利用者は、当組合が認める場合には、本サービスを利用者のために利用する者（以下「代行利用者」といいます。）を定めることができます。なお、代行利用者の行為は、すべて利用者の行為とみなされ、本規定中利用者にに関する規定が準用されます。</u>	<u><左記追加></u>
7. <u>利用者は、次の時間帯に限り、本サービスを利用できます。ただし、当組合が認める場合には、この限りではありません。</u> (1) インターネットバンキングによる場合 平日 7時から24時まで 土日・祝日 7時から24時まで (2) 当組合所定の書面による場合 当組合の営業時間内	6. <u>利用者は、次の時間帯に限り、本サービスを利用できます。ただし、当組合が認める場合には、この限りではありません。</u> (1) インターネットバンキングによる場合 平日 7時から24時まで 土日・祝日 7時から24時まで (2) 当組合所定の書面による場合 当組合の営業時間内
8. <u>利用者が利用しようとする本サービスの内容や利用者による利用申込みの時期によっては、業務時間帯であっても、本サービスを利用できないことがあります。</u>	<u><左記追加></u>
9. <u>利用日および利用時間については、利用者</u>	<u><左記追加></u>

新	旧
<u>に事前に通知することなく変更する場合があります。</u> <u>10.</u> 本サービスは、システムの保守、業務規程等の変更その他の事情により、利用者の同意なく、一時的に停止され、または変更されることがあります。なお、その場合に生じた損害について、当組合はその理由の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。 第5条（債権者利用限定特約・保証利用限定特約） 1. 利用者または利用者になろうとする者は、当組合所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約を申し込むことができます。 2. 当組合は、当組合が<u>必要と認めた場合に債権者利用停止措置をとることができます。</u><u>この場合、業務規程等に基づき、当組合所定の期間を経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱います。</u> 3. <u>利用者は、当組合が認めたときは、当組合所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解約を申し込むことができます。</u> 4. <u>前項の債権者利用限定特約には、第1項に基づき同特約の利用申込みを行った場合のほか、第2項または業務規程等の定めにより債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱う場合を含みます。</u> 第6条（電子記録の請求） （略）	<u>7.</u> 本サービスは、システムの保守、業務規程等の変更その他の事情により、利用者の同意なく、一時的に停止され、または変更されることがあります。なお、その場合に生じた損害について、当組合はその理由の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。 第5条（債権者利用限定特約・保証利用限定特約） 1. 利用者または利用者になろうとする者は、当組合所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約を申し込むことができます。 2. 利用者は、当組合が<u>認めたときは、当組合所定の書面により債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解約を申し込むことができます。</u> <u><左記追加></u> <u><左記追加></u> 第6条（電子記録の請求） （略）

新	旧
第 6 条の 2 （債権者請求方式による電子記録請求の諾否） （略） 第 7 条（請求制限） 利用者は、当組合所定の書面または<u>でんさいサービス</u>により申し込むことにより、自己が請求することができる電子記録の範囲を予め制限し、または当該制限を解除することができます。ただし、当該制限の解除は、当組合が認めた場合に限るものとします。 第 8 条(電子記録の通知) （略） 第 9 条（開示請求） （略） <u>3. 前 2 項に定める方法及び手続については、利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。</u> <u>第 10 条</u>（手数料） 1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当組合所定の日に当組合所定の月額基本料を支払うものとします。 2. 利用者は、各サービスの利用にあたって、当組合所定の手数料（<u>消費税等相当額を含む。</u>）を予め指定された決済口座から支払うものとします。 （略） <u>第 11 条</u>（口座間送金決済） <u>1. 利用者は、債務者として利用する場合、発</u>	第 6 条の 2 （債権者請求方式による電子記録請求の諾否） （略） 第 7 条（請求制限） 利用者は、当組合所定の書面または<u>インターネットバンキング</u>により申し込むことにより、自己が請求することができる電子記録の範囲を予め制限し、または当該制限を解除することができます。ただし、当該制限の解除は、当組合が認めた場合に限るものとします。 第 8 条(電子記録の通知) （略） 第 9 条（開示請求） （略） <u><左記追加></u> <u>第 23 条</u>（手数料） 1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、当組合所定の日に当組合所定の月額基本料を支払うものとします。 2. 利用者は、各サービスの利用にあたって、当組合所定の手数料<u><左記追加></u>を予め指定された決済口座から支払うものとします。 （略） <u>第 10 条</u>（口座間送金決済） <u><左記追加></u>

新	旧
<u>生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座に準備するものとします。</u> <u>2.</u> 当組合は、利用者が発生記録の債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書または小切手等の提出なしに、当組合所定の時間に決済口座から引落しのうえ、債権者の決済口座宛てに払込み<u>（債権者の窓口金融機関に対する払込通知の発信を含む。以下本条において同様とします。）</u>を行います。かかる引き落としについて、領収書は発行しないものとします。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払込みは、翌営業日に行います。 <u>3.</u> 決済口座において同一の日に<u>複数のでんさいの支払がある場合または</u>でんさい以外の引落しがある場合は、当組合は、当組合所定の順序により引落しを行います。 <u>4.</u> 利用者が呈示された手形、小切手および支払期日が到来したでんさい等の金額が決済口座の支払資金をこえるときは、当組合は、手形および小切手の支払い義務を負わず、かつ、口座間送金決済を行いません。ただし、当組合は、当該手形、小切手またはでんさいの一部を任意に指定して支払うことができるものとします。<u>なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合における債権者の口座への払い込みは、翌営業日に行います。</u> <u>5.</u> 当組合は、でんさいの一部のみの口座間送金決済を行いません。	<u>1.</u> 当組合は、利用者が発生記録の債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳および払戻請求書または小切手の提出なしに、当組合所定の時間に決済口座から引落しのうえ、債権者の決済口座宛てに払込み<u>ます。</u> <u>2.</u> 決済口座において同一の日に<u><左記追加></u>でんさい以外の引落しがある場合は、当組合は、当組合所定の順序により引落しを行います。 <u>3.</u> 利用者が呈示された手形、小切手および支払期日が到来したでんさい等の金額が決済口座の支払資金をこえるときは、当組合は、手形および小切手の支払い義務を負わず、かつ、口座間送金決済を行いません。ただし、当組合は、当該手形、小切手またはでんさいの一部を任意に指定して支払うことができるものとします。<u><左記追加</u> <u>4.</u> 当組合は、でんさいの一部のみの口座間送金決済を行いません。

新	旧
<u>第12条</u>（過振り） 1. 前条<u>第4項</u>の規定にかかわらず、当組合の裁量により支払資金を超えて手形、小切手およびでんさい等の支払をした場合には、利用者は、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払うものとします。 （略）	<u>第11条</u>（過振り） 1. 前条<u>第3項</u>の規定にかかわらず、当組合の裁量により支払資金を超えて手形、小切手およびでんさい等の支払をした場合には、利用者は、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払うものとします。 （略）
<u>第13条</u>（口座間送金決済の中止） 利用者は、当組合所定の書面により当組合に対して口座間送金決済の中止の申出をすることができます。	<u>第12条</u>（口座間送金決済の中止） 利用者は、当組合所定の書面により当組合に対して口座間送金決済の中止の申出をすることができます。
<u>第14条</u>（異議申立） <u>1. 当組合は、債務者の決済口座からでんさいの決済資金を引き落とせない事由が生じた場合、その事由をでんさいネットへ通知するものとします。</u> <u>2.</u> 前条の規定により口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、当組合所定の書面により、当組合を通じてでんさいネットに対し、異議の申立（以下「異議申立」といいます。）をすることができます。 <u>3.</u> 異議申立は、前項の債務者が、支払期日の前営業日の午後3時まで、申出の対象とするでんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」といいます。）を当組合に預け入れなければならないことができません。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。 <u>4. 第2項</u>の債務者は、異議申立預託金を現金で預け入れるものとします。ただし、当組	<u>第13条</u>（異議申立） <u><左記追加></u> <u>1.</u> 前条の規定により口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、当組合所定の書面により、当組合を通じてでんさいネットに対し、異議申立（以下「異議申立」という。）をすることができます。 <u>2.</u> 異議申立は、前項の債務者が、支払期日の前営業日の午後3時まで、申出の対象とするでんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」という。）を当組合に預け入れなければならないことができません。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。 <u>3. 第1項</u>の債務者は、異議申立預託金を現金で預け入れるものとします。ただし、当組

新	旧
合が認める場合は、この限りではありません。 <u>5. 支払不能事由が不正作出である場合には、利用者は当組合所定の書面により、でんさいネットに対して、異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとします。<u>この場合、利用者は、当組合の請求により、異議申立預託金の預け入れの免除に関する審査に必要な資料をご提出いただくことがあります。</u></u> <u>第15条</u>（利用者登録事項の変更） 利用者は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当組合に対して当組合所定の書面により変更の内容を届け出るものとします。<u>本条に従い利用者が届け出た内容に基づく変更登録の処理が完了する前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>第16条</u>（個人である利用者が死亡した場合の取扱い） 1. 利用者が死亡した場合には、相続人等の代表者が当組合に対し、当該代表者が当該利用者の地位を承継したことについての他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出するものとします。 2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付するものとします。 (1)被相続人が死亡したことを証する書類 (2)当組合が指定する書類 (3)その他でんさいネットが指定する書類 3. 相続人等は、第1項の届出書を提出した後、当組合所定の手続が完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。	合が認める場合は、この限りではありません。 <u>4. 支払不能事由が不正作出である場合には、利用者は当組合所定の書面により、でんさいネットに対して、異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとします。</u> <u><左記追加></u> <u>第14条</u>（利用者登録事項の変更） 利用者は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当組合に対して当組合所定の書面により変更の内容を届け出るものとします。 <u><左記追加></u> <u>第15条</u>（個人である利用者が死亡した場合の取扱い） 1. 利用者が死亡した場合には、相続人等の代表者が当組合に対し、当該代表者が当該利用者の地位を承継したことについての他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出するものとします。 2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付するものとします。 (1)被相続人が死亡したことを証する書類 (2)当組合が指定する書類 (3)その他でんさいネットが指定する書類 3. 相続人等は、第1項の届出書を提出した後、当組合所定の手続が完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

新	旧
<u>第17条</u>（利用者の合併および会社分割の取扱） 1. 利用者の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継した利用者は、遅滞なく、当組合に対し、当組合所定の書面により、その旨届け出るものとします。 2. 前項の場合には、利用者は、前項の届出後、当組合所定の審査、手続が完了した後でなければ、本サービスを利用できないことがあります。 <u>第18条</u>（利用者による解約） 1. 利用者は、当組合所定の方法により当組合に対して本規定に係る契約の解約の申出をすることができます。 2. 前項の解約は、当組合が、利用者を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認したときに、その効力を生ずるものとします。<u>なお、本サービスの利用にかかる未払いの手数料等（以下「未払手数料等」といいます。）がある場合、利用者は当組合所定の日に所定の方法により未払手数料等を支払うものとします。</u> <u>第19条</u>（当組合による解除等） 1. 当組合は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に事前に当組合所定の方法で通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することができます。 (1) 業務規程<u>等に定める解除事由に該当した</u>場合 (2) 第2条に規定する要件を満たさなくな	<u>第16条</u>（利用者の合併および会社分割の取扱） 1. 利用者の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継した利用者は、遅滞なく、当組合に対し、当組合所定の書面により、その旨届け出るものとします。 2. 前項の場合には、利用者は、前項の届出後、当組合所定の審査、手続が完了した後でなければ、本サービスを利用できないことがあります。 <u>第17条</u>（利用者による解約） 1. 利用者は、当組合所定の方法により当組合に対して本規程に係る契約の解約の申出をすることができます。 2. 前項の解約は、当組合が、利用者を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認したときに、その効力を生ずるものとします。<u><左記追加></u> <u>第18条</u>（当組合による解除等） 1. 当組合は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に事前に当組合所定の方法で通知したうえで、本規程に基づく契約を解除することができます。 (1) 業務規程<u>第16条第1項に規定する</u>場合 (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合

新	旧
った場合 (3)本規定に違反した場合 (4)解除の通知の 3 か月以上前に解除の予告をした場合 (5)その他当組合が前各号に準ずると認めた場合 2. 当組合が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。<u>この場合、未払手数料等があれば、利用者は所定の期日にかかわらず、通知が到着次第直ちに未払手数料等を支払うものとします。なお、解約の効力は、利用者に通知が到着し、かつ当組合およびでんさいネットの所定の解約処理が完了した時点より発生するものとします。当組合は通知の発信後、解約の効力が生じるまでの間、本サービスの一部の利用を制限することができるものとし、利用者は解約の効力が生じるまでの間に本サービスの利用にかかる手数料が生じた場合には即時に支払うものとします。</u> 3. 本規定に係る契約が解約または解除された後も、<u>第 26 条 (利用者情報等の取扱い)、第 27 条 (機密保持)、第 29 条 (免責)、第 31 条 (関係規定の適用・準用) から第 34 条 (準拠法・合意管轄)</u> までの規定はなお効力を有するものとします。<u>なお、当組合は、利用契約が解約または解除等により終了した場合には、その時まで各種請求等の処理が完了していない取引依頼について、その処理をする義務を負わず、またそれによって生じた損害についても責任を負いません。</u>	(3)本規程に違反した場合 (4)解除の通知の日の 3 か月以上前に解除の予告をした場合 (5)その他当組合が前各号に準ずると認めた場合 2. 当組合が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。<u><左記追加></u> 3. 本規程に係る契約が解約または解除された後も、<u>本規程第 21 条から第 28 条</u>までの規定はなお効力を有するものとします。<u><左記追加></u>

新	旧
<u>第 20 条（破産手続開始決定等の届出）</u> 利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程第 20 条に規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、当組合に対し、当組合所定の書面により、その旨届け出るものとします。 <u>第 21 条（でんさいライトサービスから本サービスへの移行）</u> <u>当組合のでんさいライトサービスから本サービスへの移行希望者は、当組合所定の手続きに則り、申込みを行うことができます。</u> <u>第 22 条（信託の電子記録）</u> <u>当組合の本サービスでは信託の電子記録を取り扱わないことから、利用者が信託財産の受託者としての利用をすることはできません。</u> <u>第 23 条（電子記録の訂正等の届出）</u> <u>利用者は、自己の請求に係る電子記録について、電子記録を訂正または回復すべき事由その他業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当組合所定の方法により、当組合に直ちにその旨を届け出るものとします。</u> <u>第 24 条（利用可能な文字）</u> 1. <u>決済口座等における利用者の名称もしくは氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合、でんさいネットが指定する文字に変更することがあります。</u> 2. <u>利用者は、利用者または他の利用者の名称または氏名等にでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合において、でんさいネットが指定する文字等で記録されたときに異議を述べることはできないものとします。</u>	<u>第 19 条（破産手続開始決定等の届出）</u> 利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程第 20 条に規定する事由が生じた場合には、遅滞なく、当組合に対し、当組合所定の書面により、その旨届け出るものとします。 <u><左記追加></u> <u><左記追加></u> <u><左記追加></u> <u><左記追加></u>

新	旧
<u>第25条</u>（禁止行為） 1. 利用者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。 2. 利用者は、本規定に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて次の<u>各号に掲げる</u>行為をしてはならないものとします。また、当組合は、利用者が本サービスにおいて次の<u>各号に掲げる</u>行為のいずれかを行い、または、そのおそれがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。 （略）	<u>第20条</u>（禁止行為） 1. 利用者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。 2. 利用者は、本規程に定める事項を遵守する他、本サービスにおいて次の<u><左記追加></u>行為をしてはならないものとします。また、当組合は、利用者が本サービスにおいて次の<u><左記追加></u>行為を行い、または行う恐れがあると判断した場合、必要な措置を講じることができるものとします。 （略）
<u>第26条</u>（利用者情報等の取扱い） 1. 当組合は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。 2. 当組合は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。 <u>なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当組合の利用者に関するものに限ることとします。</u> (1) でんさいネットから委託を受けた参加金融機関業務を適切に遂行するため (2) でんさいの円滑な流通の確保のため (3) 参加金融機関の与信取引上の判断のため (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを	<u>第21条</u>（利用者情報等の取扱い） 1. 当組合は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規程に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。 2. 当組合は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。 <u><左記追加></u> (1) でんさいネットから委託を受けた参加金融機関業務を適切に遂行するため (2) でんさいの円滑な流通の確保のため (3) 参加金融機関の与信取引上の判断のため (4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを

新	旧
利用する資格等の確認のため (5)本サービスの申込みの受付および継続的な取引における管理のため (6)利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため (7)市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため (8)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため (9)その他利用者との取引を適切かつ円滑に履行するため (略) <u>第 27 条（機密保持）</u> <u>利用者は、本サービスによって知り得た当組合および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。</u> <u>第 28 条（通知等の連絡先）</u> 1. <u>当組合は、利用者に対し、取引依頼内容等その他本サービスに関して通知・照会・確認をすることがあります。その場合、でんさいネットまたは当組合に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。</u> 2. <u>当組合が利用者にあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u>	利用する資格等の確認のため (5)本サービスの申込の受付および継続的な取引における管理のため (6)利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため (7)市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため (8)ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため (9)その他利用者との取引を適切かつ円滑に履行するため (略) <u><左記追加></u> <u><左記追加></u>

新	旧
<u>3. 当組合の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害並びに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u> <u>第29条</u>（免責） 1. 当組合は、決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とし、利用者は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関する利用者の意思を表示した書面であるものとみなします。 2. 当組合が、諸届書類または諸請求書類に使用された印影<u>または署名</u>を、届出印（<u>または署名鑑</u>）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （略） <u>11.</u> 本サービスにおいて、書面請求の内容その他利用者の依頼内容または本サービスの利用に際し利用者から当組合に提供された情報の内容に誤謬、欠落または不備があること、決済口座が解約されまたは業務規程等の定めに従いその利用が制限されていることその他の事由に起因して、利用者に生じた損害について当組合は責任を負いません。	<u>第22条</u>（免責） 1. 当組合は、決済口座の届出印を本サービスにおける届出印とし、利用者は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関する利用者の意思を表示した書面であるものとみなします。 2. 当組合が、諸届け書類または諸請求書類に使用された印影<u><左記追加></u>を、届出印<u><左記追加></u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届け書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （略） <u><左記追加></u>

新	旧
<u>12.</u> 当組合は、業務規程第 10 条、第 11 条第 6 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 56 条および業務規程細則第 36 条第 7 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 5 項、第 42 条第 5 項並びに前各項に規定する損害以外の当組合の業務に関して利用者に生じた損害について、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。 <u>第 30 条</u>（でんさいの活用） 利用者は、当組合に対し、別に締結する信用組合取引約定書のほか各関連規程等に基づき次に掲げる与信取引の申込みをすることができるものとします。 (1) 当組合所定の手続により、でんさいの割引を行う与信取引 (2) 当組合所定の手続により、でんさいに担保を設定する与信取引 (3) 当組合所定の手続により、でんさいを利用した融資を行う与信取引 <u>第 31 条</u>（関係規定の適用・準用） 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定または振込規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。 <u>第 32 条</u>（規定等の変更） 当組合は、本規定を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、利用者が新たに本サービスを利用した場合、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めに帰すべき事由による場	<u>11.</u> 当組合は、業務規程第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 56 条および業務規程細則第 36 条第 7 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 5 項、第 42 条第 5 項並びに前各項に規定する損害以外の当組合の業務に関して利用者に生じた損害について、当組合に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。 <u>第 24 条</u>（でんさいの活用） 利用者は、当組合に対し、別に締結する信用組合取引約定書のほか各関連規程等に基づき次に掲げる与信取引の申込をすることができるものとします。 (1) 当組合所定の手続により、でんさいの割引を行う与信取引 (2) 当組合所定の手続により、でんさいに担保を設定する与信取引 (3) 当組合所定の手続により、でんさいを利用した融資を行う与信取引 <u>第 25 条</u>（関係規定の適用・準用） 本規程に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定または振込規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規程との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規程が優先的に適用されるものとします。 <u>第 26 条</u>（規程等の変更） 当組合は、本規程を当組合の都合によりいつでも変更することができるものとします。なお、変更日以降、利用者が新たに本サービスを利用した場合、変更後の規程を承認したものとみなし、当組合の責めに帰すべき事由による場

新	旧
合を除き、変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、変更の告知については、ホームページ掲載等により行います。 <u>第33条</u>（業務規程等による取扱い） 1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。 2. 災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第10条2項の規定にかかわらず、支払期日が経過した電子記録債権についても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>第34条</u>（準拠法・合意管轄） 1. 本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。 2. 本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 <u>以上</u> <u>【2025年11月現在】</u>	合を除き、変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、変更の告知については、ホームページ掲載等により行います。 <u>第27条</u>（業務規程等による取扱い） 1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。 2. 災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第10条1項の規定にかかわらず、支払期日が経過した電子記録債権についても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。 3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 <u>第28条</u>（準拠法・合意管轄） 1. 本規程は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。 2. 本規程に関して訴訟の必要が生じた場合には、当組合の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 <u><左記追加></u> <u><左記追加></u>